

景観重要建造物の指定について

豊橋市は令和3年4月に景観法に基づく景観計画の運用を開始し、美しく地域らしい景観づくりに向けて、建築行為等に対する規制・誘導や景観上重要な資源の保全など、新たな取り組みを開始することにしました。

そうした取り組みのひとつとして、景観重要建造物と景観重要樹木の指定を進めることとし、令和3年度の豊橋市公会堂をはじめ昨年度は二川宿本陣ほか2件を指定しました。昨年度までに景観重要建造物4件と景観重要樹木1件を指定しました。

引き続き今年度は、景観重要建造物2件の指定を行いたいと考えています。

■ 1 景観重要建造物と景観重要樹木とは

景観重要建造物と景観重要樹木は、良好な景観形成に重要な建造物や樹木を景観法に基づき指定するものです。歴史・文化的な価値や学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

指定の方針と指定基準は、景観計画に示しており、所有者の意見を聴いた上で市長が指定します。

※ 詳しくは、別冊「景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度」を参照

■ 2 今年度の指定候補の選定について

今年度の指定候補の選定にあたって、文化財をはじめ景観計画策定時に収集した景観資源の情報などをもとに、景観的に特に優れたものを抽出しました。

その上で、所有者の同意が得られた、下記の豊橋市民俗資料収蔵室と西駒屋の2物件を今年度の指定候補として選定しました。

● 今年度の指定候補



▲ 豊橋市民俗資料収蔵室
(旧多米小学校校舎)




▲ 西駒屋 (二川宿旧商家)

■ 3 今年度の指定候補の概要と指定基準への適合状況について

(1) 景観重要建造物指定候補：豊橋市民俗資料収蔵室（旧多米小学校校舎）

名 称	豊橋市民俗資料収蔵室（旧多米小学校校舎）
所 在 地	豊橋市多米町字滝ノ谷 34-1-1
所 有 者	豊橋市（教育委員会 美術博物館）
所有者の住所	豊橋市今橋町 1
構 造 ・ 規 模	<p>本棟（旧本校舎）：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、 床面積 729.05 m²</p> <p>西棟（旧西校舎）：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、 床面積 306.12 m²</p>
建 築 年 代	<p>本棟（旧本校舎）：【昭和 19 年（1944）】</p> <p>西棟（旧西校舎）：【昭和 29 年（1954）】</p>
指 定 の 範 囲	建造物 2 棟

<p>建造物の概要 と 外観の特徴</p>	<p>豊橋市民俗資料収蔵室は、小学校の校舎として建てられた建物で、市内に残る唯一の木造校舎である。東部丘陵の麓に立地し、山地の一部を整地した標高 47m 程の小高い場所に建っている。</p> <p>旧多米小学校は、明治 34 (1901) 年に多米村立多米尋常小学校としてこの地に移転して以来、昭和 16 (1941) 年からは豊橋市多米国民学校、昭和 22 (1947) 年からは豊橋市立多米小学校と改称し、昭和 51 (1976) 年 3 月に朝倉川を挟んだ南の地に移転するまで、地域の小学校として存続した。</p> <p>本棟 (旧本校舎) は、昭和 18 (1943) 年 10 月に建設に着手し、昭和 19 (1944) 年 10 月に竣工している。西棟 (旧西校舎) は、児童数の急増に対応するために建設され、昭和 29 (1954) 年 7 月に竣工している。</p> <p>昭和 51 (1976) 年 3 月に小学校が現所在地に移転すると、校舎は民俗資料の展示・収蔵施設に用途変更され、昭和 53 (1978) 年 5 月に豊橋市民俗資料収蔵室として開館した。本棟 (旧本校舎) は主に展示施設に、西棟 (旧西校舎) は主に収蔵施設として利用されている。</p> <p>本棟 (旧本校舎) は、木造平屋建切妻造の建物で、敷地の中央やや北側にあり、各教室の南側が校庭に面している。平面は、玄関、廊下、展示室 6 室 (旧教室 5 室・旧職員室)、管理室 (旧応接室・校長室)、倉庫 (旧土間) で構成されている。東西桁行 62m (34 間)、南北梁間 10m (5 間半) の規模で、後に東側に渡り廊下と給食室が増築されている。在来軸組工法で建てられ、小屋組みはキングポストトラス組みで、室戸台風後に学校建築に取り付けが標準化された方杖が採用されている。外壁は鎧下見板張で当時の趣を残している。屋根は棧瓦葺きで、軒先は垂木現し、出入り口や窓は木製引違ガラス戸で、大部分のガラスはフロートガラス製法以前のものである。</p> <p>西棟 (旧西校舎) は、木造平屋建切妻造の建物で、敷地の西側に位置し、各教室の東側が校庭に面している。平面は、収蔵室 3 室 (旧教室 2 室・旧理科室)、廊下、土間で構成されている。南北桁行 34m (18 間半)、東西梁間 9m (5 間) の規模で、出窓が東側に 3 か所付いている。在来軸組工法で建てられ、小屋組みはキングポストトラス組みで、外壁は窓上まで鎧下見板張で、上部は色モルタル掻き落とし仕上げである。屋根は棧瓦葺きで、軒先は箱庇が出窓を取り込んでいる。出窓は縦長角格子の引違ガラス戸で、出入り口を思わせる縦長の FIX 窓が出窓の間に収まる洋風的な意匠で、当時はモダンな学校建築であったと思われる。</p> <p>これらの建物は、昭和の懐かしい木造校舎の姿が良好に保存され、多米地区の歴史を物語るシンボリックな存在となっている。映画のロケ地や地域イベントの場としても利用され、地域住民には“古多米 (ふるため)” と呼ばれ、市民に親しまれ、愛されている。また、その歴史的・学術上の価値の高さから、平成 28 年には国の登録有形文化財に登録されている。</p>
--------------------------------------	--

<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本建造物は、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである ・市民に親しまれ、愛されている <p>また、多米街道沿いの一般公開された敷地に建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本建造物は、小学校の校舎として建てられた建物で、市内に残る唯一の木造校舎である。昭和の時代の懐かしい木造校舎の景観が良好に保存され、地域の景観のシンボリックな存在で、地域の歴史や文化を後世に伝えており、周辺の良好な景観形成の規範となるものである。映画のロケ地や地域イベントの場としても利用され、地域住民には“古多米（ふるため）”と呼ばれ、市民に親しまれ、愛されている。</p> <p>また、その歴史・学術上の価値の高さから、国の登録有形文化財に登録されている。</p> <p>以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>国登録有形文化財（平成 28 年 2 月 25 日登録）</p>
<p>写 真</p>	 <p>全景写真：左が西棟、右が本棟</p>

■ 景観重要建造物の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	<p>本建造物は、小学校の校舎として建てられた建物で、市内に残る唯一の木造校舎である。もとより小学校は、地域にとって中心的な施設であるが、ここでは昭和の懐かしい木造校舎の景観が良好に保存され、多米地区のシンボリックな存在になっている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の景観のシンボルになっているものである。</p>
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	<p>本建造物は、小学校の校舎として建てられた建物で、多米地区の歴史を物語る存在であるとともに、当時の学校建築の様式や建築技術を後世に伝える存在でもある。その歴史・学術上の価値の高さから、国の登録有形文化財に登録されている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。</p>
③	地域の良好な景観形成の規範となるものである	○	<p>本建造物は、昭和の懐かしい木造校舎の姿が良好に保存され、敷地周辺の良好な景観形成の規範となるものである。また、多米地区は、里山にゆるやかに包まれるように低層の住宅地が広がっているが、背景の里山に調和して建つ本建造物の姿は、地域における建築行為の際の景観形成の規範となるものである。</p> <p>このように、本建造物は、地域の良好な景観形成の規範となるものである。</p>
④	市民に親しまれ、愛されている	○	<p>本建造物は、多米小学校の旧校舎で、卒業生にとって思い出の場所である。映画のロケ地やイベントの場としても利用され、地域住民には“古多米（ふるため）”と呼ばれ、親しまれている。また、地域の団体が維持管理を行い、様々なイベントが一年を通じて開催されている。</p> <p>このように、本建造物は、市民に親しまれ、愛されているものである。</p>



▲ 多米民俗資料収蔵室本棟（旧多米小学校本校舎）：全景 南から望む



▲ 同上：南西から望む



▲ 同上：北西から望む



▲ 同上：玄関付近



▲ 同上：南西から望む（給食室）



▲ 本棟の内部：廊下



▲ 本棟の内部：旧教室



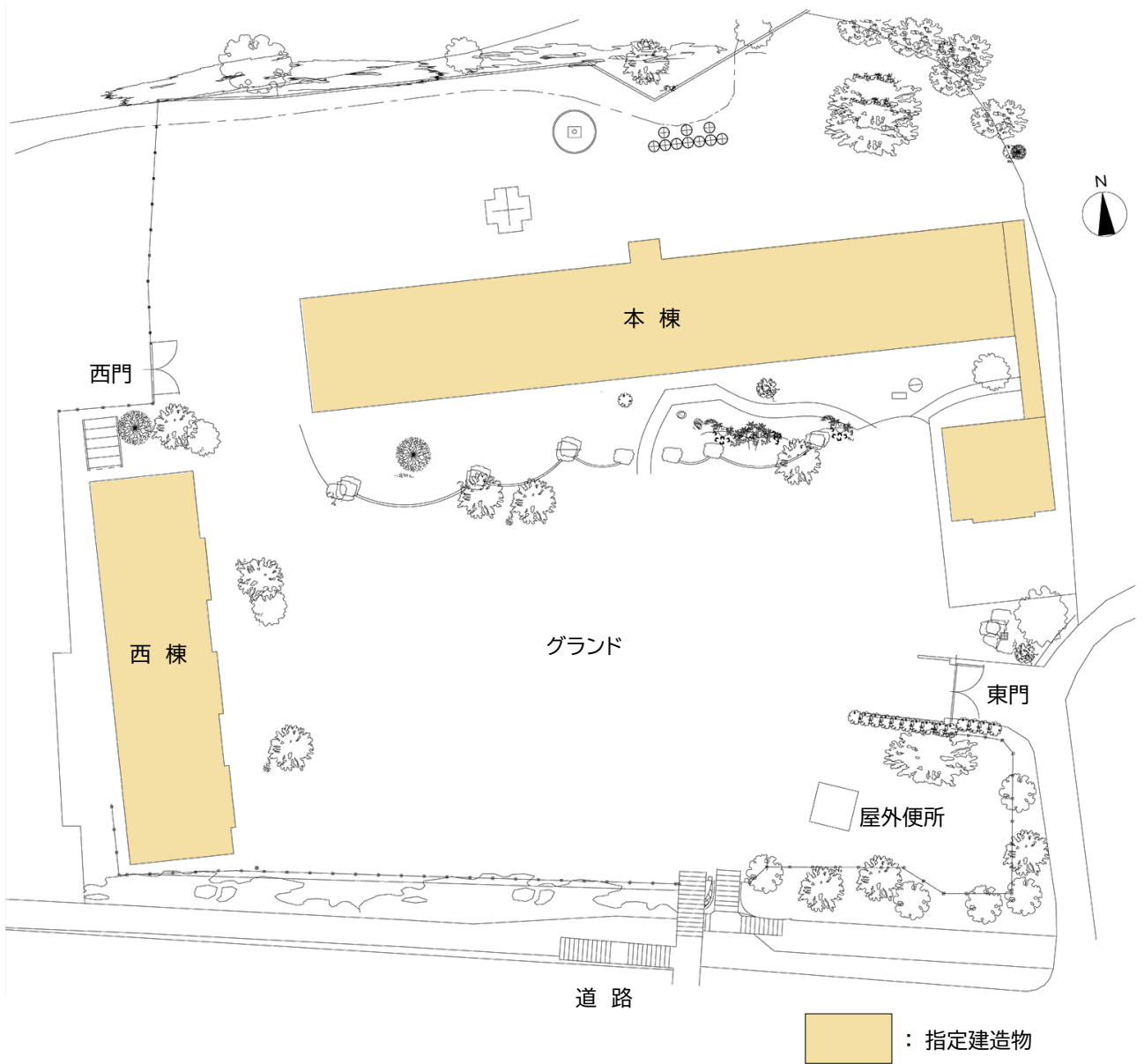
▲ 多米民俗資料収蔵室西棟（旧多米小学校西校舎）：全景 東から望む



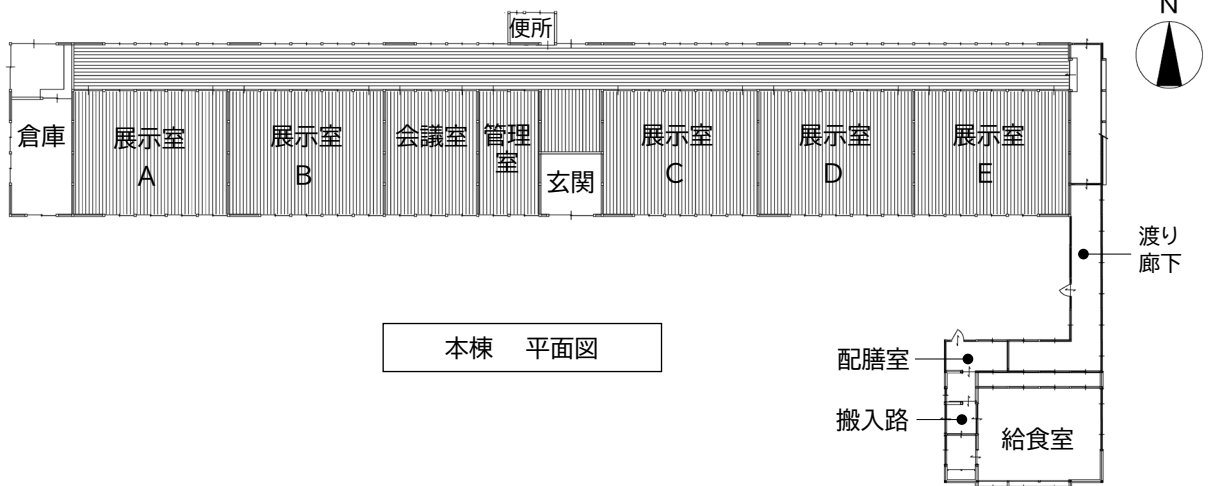
▲ 同上：北東から望む



▲ 同上：南東から望む



配置図



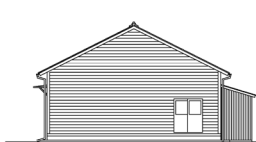
本棟 平面図



本棟 南立面図



本棟 北立面図



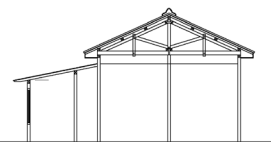
本棟 東立面図



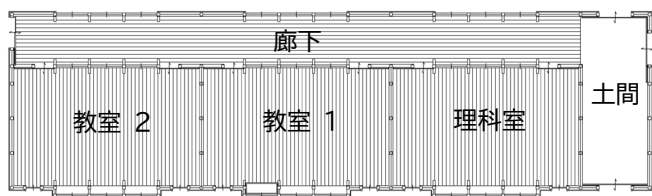
本棟 西立面図



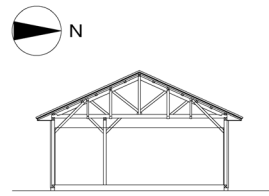
本棟(給食室) 西立面図



本棟(給食室) 断面図



西棟 平面図



西棟 断面図

(2) 景観重要建造物指定候補：西駒屋

名 称	西駒屋
所 在 地	豊橋市二川町字中町 147 番地の 1
所 有 者	個人所有
所有者の住所	豊橋市二川町字中町 148 番地
構造・規模	主屋：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、 床面積 260.10 m ² 門：木造平屋建て、棧瓦葺き 離れ兼倉庫：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、 床面積 100.21 m ²
建築年代	主屋：明治後期【明治 42 年（1909）】 門：昭和初期【昭和 6 年（1931）】 離れ兼倉庫：昭和初期【昭和 6 年（1931）】
指定の範囲	建造物 3 棟

建造物の概要
と
外観の特徴

西駒屋は、明治後期から近年まで醸造業で使用された建造物である。現在でも創業者一族の居宅として使われているが、建設当時から大きな改変はなく、往時の商家の姿が保存されている極めて貴重な建造物である。

敷地は、東海道五十三次の宿場町であった二川宿にあり、前面には旧東海道が東西に通る、対面には二川宿本陣や旧旅籠屋「清明屋」が建っている。

江戸時代に宿場町として栄えた二川宿は、明治以降、宿駅制度の廃止により旅籠屋業は廃れたが、代わって製糸業や醸造業で栄えることとなった。

そうした歴史のなかで、先祖は、江戸時代の半ばに現在の二川町字新橋町で「駒屋」として質屋を営み始め、幕末から明治時代にかけて事業を拡大していった。九代目当主の弟が「駒屋」の東隣に分家し「東駒屋」を建て、味噌・醤油の醸造業を始めた。さらに、東駒屋の子が分家し、「西駒屋」として現在地で醸造業を営むことになった。

間口が狭い家々が建ち並ぶ二川宿のまち並みの中で、広い間口を有する西駒屋の建造物は、まちの歴史を物語る重要な存在になっている。

西駒屋の主屋は、明治後期に、街道側に高さ約 60 cm の石垣を積み上げ、その奥の土地を嵩上げして建設されている。間口 6 間半、奥行 6 間の大きさがあり、二川宿の歴史的なまち並みの特徴である切妻平入の外観で、つし二階（天井の低い 2 階を持つ建築様式）の造りとなっている。1 階の軒は、せがい造（柱から腕木を出して、深い軒を支える造り）となっており、深い軒の出と開口部の格子が趣のある陰影を生み出している。玄関は表構えの東寄りにあり、格子戸の内側には大戸（おおど：表入り口の大きな板戸）が設けられている。表構えの壁面は漆喰塗一部羽目板で、左右の妻壁は全面羽目板となっている。

主屋の東側にある門は、昭和初期の建設で、醸造業の車両の出入り口として使われてきた。大きな両開き扉が設けられ、瓦葺きの切妻屋根がかけられた外観は、往時の繁栄を物語っている。

門の東側にある離れ兼倉庫は、切妻造 2 階建てで、昭和初期に建設されている。二川宿の建造物としては珍しく、街道側に妻面を向けているが、全面羽目板の落ち着いた外壁とし、まち並みとの調和を図っている。

このように、明治後期から昭和初期に建てられた西駒屋の建造物は、それぞれの棟が特徴的な外観を有しており、地域の歴史や文化を後世に伝え、歴史的なまち並み景観形成の規範となるものである。また、主屋は、その歴史・学術上の価値の高さから、平成 26 年に国の登録有形文化財に登録されている。

<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本建造物は、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである <p>また、旧東海道に沿って建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本物件は、明治後期から近年まで、「西駒屋」の屋号で醸造業を営んだ創業者一族の建造物である。明治後期に建設された主屋と、昭和初期に建設された門及び離れ兼倉庫が往時のまま保存され、地域の歴史や文化を後世に伝え、歴史的なまち並み景観形成の規範となるものである。</p> <p>また、主屋は、その歴史・学術上の価値の高さから、国の登録有形文化財に登録されている。</p> <p>以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>主屋：国登録有形文化財（平成26年10月7日登録）</p>
<p>写 真</p>	

■ 景観重要建造物の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	—	—
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	<p>本物件は、明治後期から近年まで「西駒屋」の屋号で醸造業を営んだ創業者一族の建造物で、明治後期から昭和初期に建設された建造物が往時のまま保全されているものである。</p> <p>明治以降、宿駅制度の廃止により旅籠屋業が廃れた二川宿において、代わって製糸業や醸造業で栄えることとなった。西駒屋は、こうしたまちの歴史を物語る重要な存在になっており、主屋は、その歴史・学術上の価値の高さから、国の登録有形文化財に登録されている</p> <p>このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。</p>
③	地域の良好な景観形成の規範となるものである	○	<p>本建造物は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき指定した「二川宿景観形成地区」にある。本地区では、「歴史的な建造物と新たな建物が美しく調和したまち並み」を目標とし、地域住民と大学、市が協働でまち並み景観形成に取り組んできた。</p> <p>明治後期から昭和初期に建てられた建造物は、二川宿のまち並み景観の重要な構成要素であり、これらに調和するよう歴史的なまち並み景観形成が進められている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の良好な景観形成の規範となるものである。</p>
④	市民に親しまれ、愛されている	—	—



▲ 主屋



▲ 旧東海道の眺め：左の建物が西駒屋、右の建物は二川宿本陣



▲ 主屋の玄関まわり



▲ 主屋の庇と格子



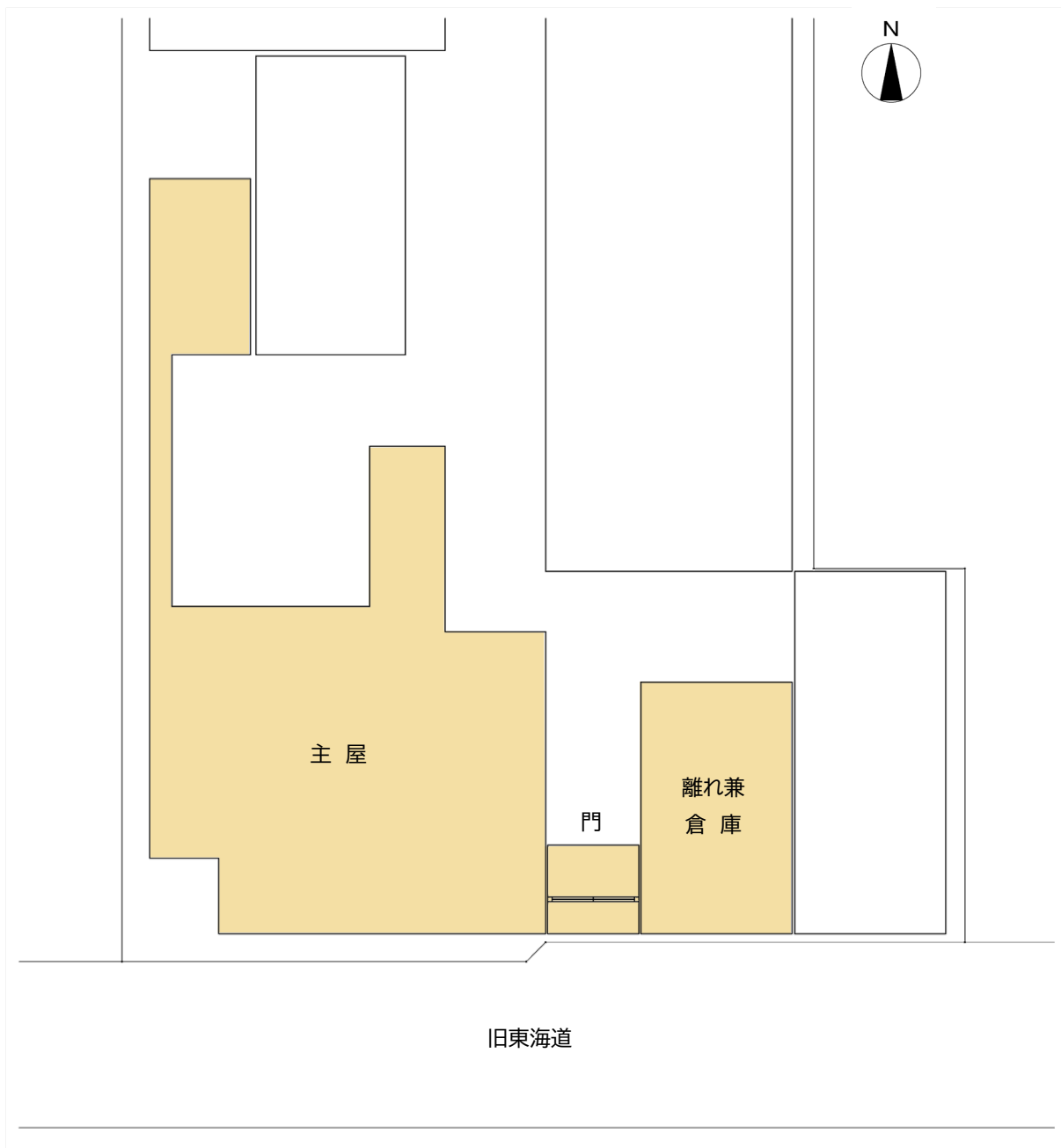
▲ 旧街道の東側からの眺め



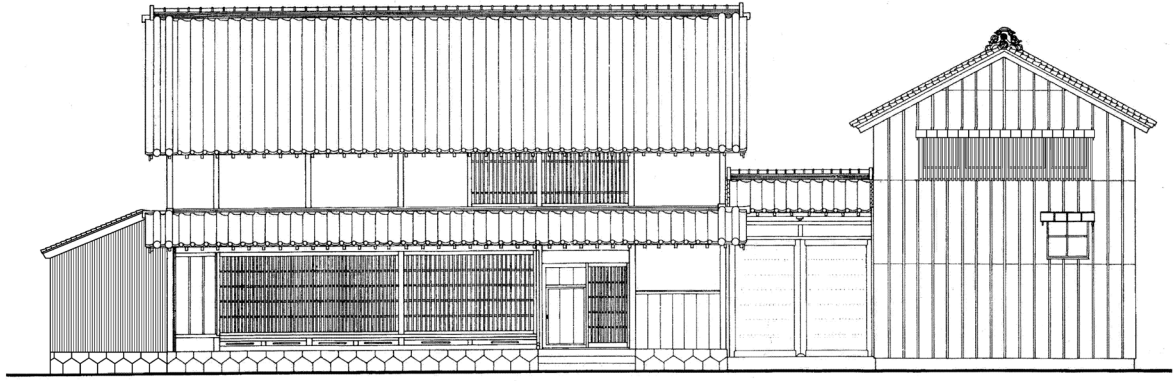
▲ 門（左）と離れ兼倉庫（右）



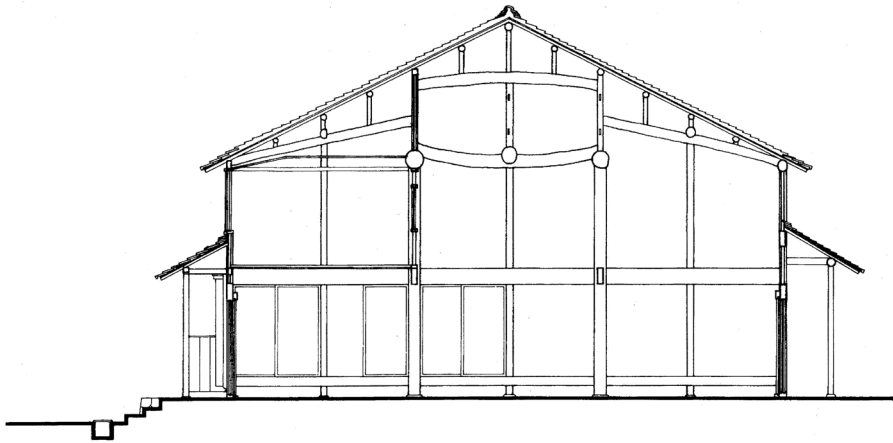
▲ 門



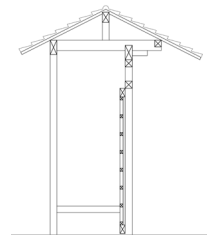
配置図



南立面图



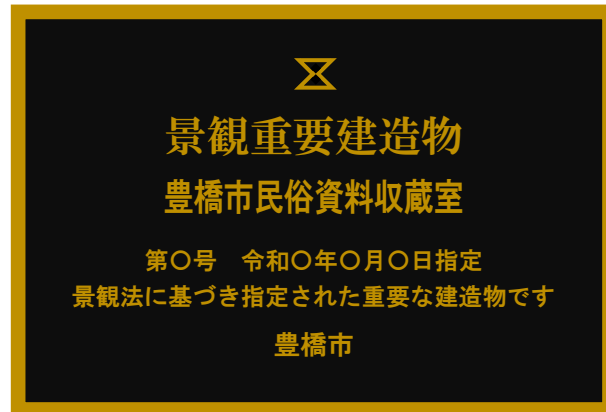
主屋 断面图



門 断面图

■ 4 今後の予定について

- 令和6年3月上旬まで・・・標識の制作・設置
* 景観法の規定により、指定物件には標識の設置が義務付けられています。
- 令和6年3月・・・指定の告示
所有者への指定の通知
公表（報道発表、市ホームページへの掲載など）



▲ 標識のイメージ（A4サイズ、真鍮）

■ 5 来年度以降の指定について

景観重要建造物と景観重要樹木の候補となる物件は、文化財をはじめ景観計画策定時に収集した景観資源をはじめ、それ以外にも考えられます。本制度や指定物件を広く周知し、市民や所有者の意見を踏まえながら、来年度以降も新たな物件の指定を検討していきます。